

医政第87号

平成26年4月18日

各市町村長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公印省略)

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱の一部
改正について(通知)

このことについて、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

熊本県健康福祉部健康局 医療政策課

総務・医事班 担当 谷畑

TEL 096-333-2205 (直通)

FAX 096-385-1754

E-mail tanihata-r-w@pref.kumamoto.lg.jp

医政発0401第12号

平成26年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成13年4月26日医政発第484号本職通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱」を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。



改 正 後	現 行
地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱	地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱
1. 目的 (略)	1. 目的 (略)
2. 実施主体 (略)	2. 実施主体 (略)
3. 事業内容 情報通信機器を活用して病理画像・X線画像、 <u>動画等</u> を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。 また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。	3. 事業内容 情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。 また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援
4. 整備対象 遠隔医療 (遠隔病理診断・遠隔画像による <u>診断及び助言</u> ・在宅患者に対する遠隔診療) の実施に必要なコンピュータ機器・通信機器等 (ソフトウェアの導入を含む) の整備	4. 整備対象 遠隔医療 (遠隔病理診断・遠隔画像診断・在宅患者に対する遠隔診療) の実施に必要なコンピュータ機器・通信機器等 (ソフトウェアの導入を含む) の整備
5. その他 (略)	5. その他 (略)

(改正後全文)

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱

1 目 的

この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者。

3 事業内容

情報通信機器を活用して病理画像、X線画像、動画等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。

また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。

4 整備対象

遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備

5 その他

（１）遠隔診療については、平成９年１２月２４日付け厚生労働省健康政策局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（最終改正：平成２３年３月３１日）により、その基本的な考え方や、患者の居宅等との間で遠隔診療を行うに際しての医師法第２０条等との関係から留意すべき事項を示している。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/johoka/dl/h23.pdf>)

（２）遠隔医療を実施するに当たっては、

①「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>)

②「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

(http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000026080.pdf)

を遵守すること。